

申請者の皆様へ

建築士免許登録等の有無の確認等について

拝啓

皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、当センターをご利用いただきましてまことに有難うございます。

今般、一級建築士免許証の写しの偽造によって、建築士と詐称していた事例が全国で発覚していることから、平成25年1月より建築士免許の有無の確認方法が厳格化されます。

これを受けて当センターでも、建築士免許の有無の確認を下記のとおり行うこととなりますので、申請者の皆様にはご迷惑をおかけする事となりますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成25年1月に持参される確認申請時に、確認申請書**第二面**に記載のすべての建築士について、

- ① 建築士免許原本
- ② 定期講習修了証原本
- ③ 上記の写し各1部

を平成25年初回のみ当センター確認検査員若しくは事務員にご提示ください。③の写しは上記免許証と照合の上、当センターでの照合記録として当センターにて保管いたします。

次回以降、同一の建築士に関しては、提示の必要はありませんが、定期に求める場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。また、定期講習が更新時期になり受講された場合は、更新受講後、確認検査申請時に、新たな定期講習修了証の提示をお願いします。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
住宅確認検査課